

資料 9 - 1

千葉県DV防止・被害者支援基本計画策定に係る

民間被害者支援団体アンケート調査

R 3 . 6

※ 10 団体より回答（送付 16 団体）

| | | 合計 | 回答割合 |
|--|-----------------------------|-----|------|
| 1 D V の 被 害 者 を 支 援 し て い く 上 で 、 必 要 性 を 強 く 感 じ て い る 事 項 | 【被害者支援】＜緊急避難対応＞ | | |
| | 一時保護の活用 | 5 | 50% |
| | 民間シェルターの活用 | 3 | 30% |
| | 避難後の経済的・生活保障等の支援 | 9 | 90% |
| | 避難後の相談先確保等、精神的な支援 | 7 | 70% |
| | 一時保護所退所後の母子生活支援施設・婦人保護施設の利用 | 4 | 40% |
| | ＜支援＞ | | |
| | 加害者と離れることを望まないケースへの対応 | 7 | 70% |
| | 男性・LGBTのDV被害者支援 | 1 | 10% |
| | DV被害者支援関係機関同士での連携 | 6 | 60% |
| | DV相談に対応する支援者の養成・確保 | 4 | 40% |
| | SNSやインターネットを活用した相談環境の整備 | 3 | 30% |
| | 【加害者対策】 | | |
| | 加害者への対応 | 4 | 40% |
| | 加害者への支援 | 2 | 20% |
| | 罰則の強化 | 3 | 30% |
| | 【広報啓発・教育】 | | |
| 一般県民へのDV・デートDVの理解促進 | 6 | 60% | |
| 若年層におけるDV予防教育 | 6 | 60% | |
| 2 を 運 営 し て 支 援 し て い る 事 項 | 相談窓口の周知徹底 | 6 | 60% |
| | 官民一体となった支援体制の構築 | 10 | 100% |
| | 連絡会議の回数の増加 | 1 | 10% |
| | 研修回数の増加 | 0 | 0% |
| | 県から民間への業務委託 | 1 | 10% |
| | 補助金の体制整備・交付 | 5 | 50% |
| 3 と 県 連 携 し た 支 援 機 関 又 は 他 の 支 援 機 関 | 広報啓発 | 4 | 40% |
| | 地域別会議の開催 | 4 | 40% |
| | 事例検討の場 | 3 | 30% |
| | 民間シェルターへの入居 | 2 | 20% |
| | 児童虐待分野との連携 | 6 | 60% |
| | 障害者虐待分野との連携 | 3 | 30% |
| | 高齢者虐待分野との連携 | 2 | 20% |
| | 医療機関との連携 | 4 | 40% |

民間被害者支援団体 アンケート（自由記述）

1 DVの被害者を支援していく上で、必要性を強く感じている事項

- ・高校生だけでなく、小・中学生も性教育と合わせて教育してほしい。また、保育園・小学校・中学校のPTAでの啓発が効果的ではないか。
- ・妻から夫へのDV（相談増）＝姑妻共依存が見られるケースが多い。姑からの罵倒、暴言、妻から物を投げつけるなど、暴力もあり。
- ・加害者への対応考慮、支援が必要か。
- ・支援ということで、相談を受けると言うだけではなく、相談に対応する支援者が、相談者の心の傷つきをキャッチして、そのcareができるような関わりをもつことができればと思う。そのための研修が必要であると思う。
- ・住むところがない為、DVの夫と離れられない相談者が多い。県営・市営などの住居の支援を手厚くできればと思う。同時に経済的自立に向けた就職についての支援も必要と考える。
- ・DVの理解についての広報啓発活動について、千葉県が相当の努力をされていることは承知しているが、DV被害の相談について「令和元年度 男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」及び「令和2年度 千葉県男女共同参画白書」によると、相談先は大半が家族や知人等であり、公的機関の相談窓口は複数回答で約17%となっている。県としては、相談窓口の周知徹底の効果が十分ではないことを理解され、今後は更なる工夫をされて周知徹底及び、対応のあり方に努力して頂きたい。

2 民間支援団体を運営していく上で、県に要望したい事項

- ・難しいケースを民間が担うのではなく、行政と民間が役割分担をして緊急対応から中長期支援を行っていくべき。
- ・DV相談窓口、男性のための悩み相談などはDV防止法施行後、それなりに充実してきたと思うが、相談した後の支援策があまりにも少ないというか、DV加害をする人は変わらないので別れる選択肢しかない。ということで相談はしたものの、選べるのは離婚という選択肢だけであることが問題だと考える。DVのケースは一様ではなく、加害行為をやめて、違う行動がとれるようになるための対応をしていくことができれば、当事者の関係性が変わっていく可能性もあり、それは子どもがいればなおのこと、安心感をもって育っていける環境を作っていけることになると思う。
- ・相談者から「もっと早く知っていればよかった。」という言葉を多く聞くので、より広く県民に相談窓口を知ってもらえるよう広報活動をお願いしたい。
- ・当法人の無料DV相談は必要に応じてDVに詳しい弁護士に相談できるという強みもあり、PRしてほしい。

3 他の支援団体又は県その他の関係機関と連携したい事項

- ・事例検討は一般論のために実践には役に立たないこともあるので、ケース会議をもっと気軽に行えるような雰囲気が必要ではないか。
- ・子どもが一時保護になるということは子どもの安全を最優先に考えてとられている措置のはずだが、物理的距離を確保している期間に、親に対しての何らかのアプローチ、例えばプログラムの提供などを

通して、虐待と言う行為の問題点、あるいは、DVの問題点が子どもに与える悪影響などを知るためのアプローチをもつことが必須と考える。

・①警察

DV被害者に警察を案内することが多いが、その際、警察として女性相談室に求めること、相談者に伝えておくことなどを知り、スムーズな流れを作りたい。

②中核地域生活支援センター

相談者の元へ出向くことができない為、案内することが多い。その際、知っておくべきことや、その後の流れについて知りたい。

4 その他、基本計画の改定に向けての御意見

- ・「加害者支援」の表現だが、「加害者対策」にしてほしい。
- ・基本計画の内容はあまりすすんでいないような印象。数値目標などもっと具体的に示してほしい。
- ・目標を達成するためには新規事業が必要。今回はどんな新規事業があるのか。
- ・児童相談所にはDVの知見や理解のある支援経験者を配置し、虐待の陰にDVがあるかどうか、的確に判断する必要があるのではないか。
- ・一時保護だけでなく、シェルターに入らずに安全な生活をスタートさせるために支援金を給付してはどうか。鳥取県などをご参考にしてはどうか。
- ・海外ではホテルに保護して、支援者がホテルに出向いて相談するところがある。
- ・千葉県独自のDV防止条例を作ってはどうか。
- ・一般県民へのDV・デートDVの理解促進は「県民だより」等による周知を。
- ・若年層におけるDV予防教育は予算の充実により中学校以上を対象に。県内の大学と連携して予防教育の充実を広げて欲しい。
- ・内閣府の調査でも出ているが、3人に1人の割合で配偶者から暴力をうけている女性がいるということは、その数と同じだけ加害をしている男性がいるということになる。DV防止法が被害者の保護をうたう法律であるなら、加害をする方への対応も早急に盛り込んでもらいたいと思う。DV加害行為は、その個人の性格や人格の問題ではなく、後天的に学んだ間違った考え方や偏った価値観からうまれる行動。当団体の少ない経験値からだが、DVの加害行為をする男性たちの中には、子どもの時に両親のDVの関係性から偏った考え方、価値観を学んでいる人も多い。だからといってDV行動が許されるものではない。DVの被害者支援をしていく上で、あるいは、児童相談所の方々の日々の業務の中でも、DVの加害行為の元になっている考え方、価値観を共有していけることを望む。
- ・経済基盤がない為、動きたくても動けない相談者が目立つ現状がある。現在のところ、被害者が逃げる方法しかないが、そのためにも住むところの確保と経済的な支援は、はずすことができないのではないかと思う。
- ・DV被害者支援は女性が被害者、男性が加害者という構図であり、前提であり、支援者側にもその思いが強くある。しかし、白書にもある通り「配偶者からの被害経験の有無」では、女性38%、男性24%であり、男性被害者も増加している。今後の基本計画では、それらのことを配慮する必要、及び加害者への正しい知識・学ぶ場の設定、情報の提供をし、加害者が置き去りにされない対策も必要かと感じる。